



平成 29 年 7 月 7 日

各 位

会社名 株式会社ジョイフル本田
代表者名 代表取締役社長 矢口 幸夫
(コード番号 3191 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長
兼 総務部長 吉原 悟郎
(電話番号 029-822-2215)

**自己株式の公開買付けの結果及び取得終了
並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 6 月 8 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 29 年 6 月 9 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 7 月 6 日をもって終了いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、平成 29 年 6 月 8 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本公開買付けにより、平成 29 年 7 月 31 日をもって当社の主要株主である筆頭株主に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

平成 29 年 6 月 9 日（金曜日）から平成 29 年 7 月 6 日（木曜日）まで（20 営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,497 円

(3) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号

② 決済の開始日

平成 29 年 7 月 31 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額（注）は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）

の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じとします。）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ii). 応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	16,300,000株	-株	16,960,897株	16,300,000株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(16,960,897株)が買付予定数(16,300,000株)を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行いました。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなるため、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定しました。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ジョイフル本田 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 16,300,000株
(注) 発行済株式総数に対する割合 31.58%
(小数点以下第三位を四捨五入) |
| (3) 取得価額の総額 | 57,001,100,000円
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。 |
| (4) 取得した期間 | 平成29年6月9日(金曜日)から平成29年7月6日(木曜日)まで(20営業日) |
| (5) 取得方法 | 公開買付けの方法による |

なお、本公開買付けの終了をもって、平成29年6月8日開催の取締役会において決議いたしました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する平成29年6月8日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 16,300,100株(上限)
(注) 発行済株式総数に対する割合 31.58%
(小数点以下第三位を四捨五入) |
| (3) 取得価額の総額 | 57,001,449,700円(上限) |
| (4) 取得する期間 | 平成29年6月9日(金曜日)から平成29年8月31日(木曜日)まで |

III. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

当社は、平成29年6月9日から平成29年7月6日までを買付け等の期間とする本公開買付けを実施していましたが、当社の主要株主である筆頭株主のビーピーイージャパン-1株式会社(以下「BPEJ-

1社」といいます。)より、BPEJ-1社が保有する当社普通株式の全部である16,219,600株について本公開買付けに応募がありました。

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数(16,300,000株)を超えたため、当社は、BPEJ-1社の応募株式のうち15,587,600株を取得することとなりました。

この結果、本公開買付けの決済の開始日である平成29年7月31日をもって、BPEJ-1社は当社の主要株主及び筆頭株主に該当しないこととなり、当該異動に伴い、当社において主要株主は存在しないこととなります。

2. 異動する株主の概要

① 名称	ビーピーイージャパン-1株式会社
② 所在地	東京都港区六本木1丁目9番10号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 ノア・ゲルナー
④ 事業内容	有価証券の運用及び売買、会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務
⑤ 資本金	124億722万5000円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成29年6月20日現在)	162,196個 (16,219,600株)	31.80%	第1位
異動後	6,320個 (632,000株)	1.82%	第9位

(注) 1 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、平成29年6月20日現在の発行済株式総数51,612,880株から議決権を有しない株式として603,980株を控除した総株主の議決権の数510,089個を基準に算出しております。

2 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、平成29年6月20日現在の発行済株式総数51,612,880株から議決権を有しない株式として603,980株を控除した総株主の議決権の数510,089個から、本公開買付けにより当社が取得した当社普通株式(16,300,000株)に係る議決権の個数163,000個を控除した347,089個を基準に算出しております。

3 「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4 異動後の大株主順位は、平成29年6月20日現在の株主名簿を基準に推定しております。

5 当社自己株式は議決権を有しないため、当社は大株主から除外しております。

4. 異動予定年月日

平成29年7月31日(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

本異動による当社の今期連結業績に与える影響は軽微であります。本公開買付けが成立し、その決済が行われることに伴い、当社が平成28年3月18日に締結したBPEJ-1社との資本業務提携契約を平成29年7月31日付で解消いたします。BPEJ-1社との資本業務提携に係る詳細については、本日付で公表いたしました「ビーピーイージャパン-1株式会社との資本業務提携の解消に関するお知らせ」をご参照ください。

以上